

生活

渥美地区の 水道料金が変わります

渥美地区の水道料金はこれまで、合併前旧渥美町の料金を引き継いできましたが、平成20年4月請求分(3月検針分)から、田原市の料金に統一します。1か月当たりの水道料金などは、表のとおりです。詳しくはお問い合わせください。

水道課
23局3532 FAX 22局3184

1か月当たりの水道料金例(税込み)

口径	使用水量	渥美地区の水道料金 (H19年度まで)	田原市の料金に統一 (H20年度から)
13mm	10m ³	1785円	1522円
	20m ³	2730円	2257円
	30m ³	4095円	3412円
20mm	10m ³	3570円	3045円
	20m ³	4515円	3780円
	30m ³	5880円	4935円

後期高齢者医療制度が始まります

これまででは、75歳(一定の障害があると認定された方は65歳)以上の方は、国民健康保険や会社の健康保険などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受け

使用水量料金(1m³当たり・税込み)

区分	使用水量 (m ³)	渥美地区の水道料金 (H19年度まで)	田原市の料金に統一 (H20年度から)
専用・共用	1~10	73.5円	63円
	11~20	94.5円	73.5円
	21~30	136.5円	115.5円
	31~50	157.5円	136.5円
	51~100	189円	168円
	101~	210円	178.5円
臨時用		378円	241.5円

固定料金(1か月当たり・税込み)

口径	渥美地区の水道料金 (H19年度まで)	田原市の料金に統一 (H20年度から)
13mm	1050円	892.5円
20mm	2835円	2415円
25mm	5250円	4095円
30mm	7875円	6405円
40mm	1万7850円	1万2810円
50mm	2万7300円	2万1945円
75mm	7万1400円	5万6490円
100mm	12万7500円	10万5945円
150mm	27万3000円	26万2605円
200mm	48万3000円	48万3315円

ていましたが、平成20年4月からは、これまで加入していた医療保険制度を抜けて、新たに独立した「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受けることとなります。

これまでと変わること

新しい保険証が3月末までに一人につき1枚交付されます。これまでの保険証と老人保健の医療受給者証は使えなくなります。新しい保険証が4月になっても届かない場合は、ご連絡ください。

保険料は、被保険者全員が納めます。負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。平成20年度・21年度の愛知県内の均等割額は4万175円、所得割額を算出する所得割率は、7.43%です。(一部市町村を除く)

詳しくは、別に配布するリーフレット(チラシ)をご覧ください。

保険年金課

23局3514 FAX 23局0180

国民年金保険料

納め忘れはありませんか?

国民年金の保険料は、納付期限から2年を経過すると、時効により納

められなくなります。納め忘れがあると、老齢基礎年金が減額されたり、受給できなくなるばかりか、場合によっては、障害基礎年金や遺族基礎年金なども受給できなくなります。保険料の納め忘れがないか確認してください。

もし、保険料を納めることが経済的に困難で、本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下である方は、本人の手続きにより保険料の納付が免除または猶予される制度がありますので、詳しくは豊橋社会保険事務所または市役所の保険年金課国保年金係までお問い合わせください。

また、納め忘れを防ぐには、口座振替が便利です。申込手続きは、お近くの金融機関または郵便局でできます。年金手帳、預貯

金通帳、通帳届出印をお持ちのうえ、お申し込みください。



豊橋社会保険事務所

(0532)33局4118

FAX (0532)33局3411

保険年金課

23局2149 FAX 23局0180